

議案第90号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例の一部を別
紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例（平成7年
条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 沼田市職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間
（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職
員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。